

オーストラリア特許庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 AU. I

略語のリスト

国内官庁： オーストラリア特許庁
A P A： オーストラリア特許法
A P R： オーストラリア特許規則
Sec.： 特許法の各条
Reg.： 特許規則に基づく規定

指定（又は選択）官庁 AU	オーストラリア特許庁	概要 AU
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	AUD 100	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの両方）・図面の中の説明 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない時点で、出願人がPCT第23条(2)に基づき国内段階手続の早期開始を明示的に請求している場合にのみ、写しが要求される	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	無条件に認める	
国内手数料	通貨：オーストラリア・ドル（AUD） 出願手数料 ^{1, 2} AUD 400 ³ 600 ⁴	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 詳細は次を参照されたい：

<https://www.ipaustralia.gov.au/patents/timeframes-and-fees#fx-tabs-0-panel-0>

3 特定取引のための次の推奨手段を使用する場合：オンラインサービス又は企業間取引（B2B）。

4 特定取引のためにその他の手段、たとえば郵便、ファックス又は手交などを使用する場合。

AU	オーストラリア特許庁（続き）	AU
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ⁵	国際出願の願書に記載されていなかった場合には、発明者の氏名 ⁶ 特許出願及び付与に関する出願人の資格についての申立て又は通知 ⁶ 先の出願の優先権を主張する出願人の資格についての申立て又は通知 ⁶ オーストラリア又はニュージーランドに送達用あて名を有すること（ただし、代理人による代理の必要はない） 翻訳文の確認書 ⁷	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に弁理士として手続をするために登録されている者	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に国内要件を適用する。	

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

6 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

7 確認済の翻訳文は、長官が要求した場合に限り、必要になる。

国内段階の手續

APR Reg. 3.5AC(9) 3.5AF(2D) 1.3 definition of "certificate of verification"	AU. 01 翻訳文（確認） 国際出願又はP C T 第19条若しくは第34条に基づく補正書の翻訳文の確認は、長官が出願人に明確に要求した場合に限り提出しなければならない。これに該当する状況は、英語による翻訳文が元の言語による書類を正確に反映させていないと信じる合理的な理由が存在する場合に限られる。要求される国際出願の翻訳文の確認証明は、単純に署名及び日付を記入した陳述書で構成され、誰でも作成することができる。
APR Reg. 3.5AC(8) 3.5AC(9)(a) 3.5AF(2C) 3.5AF(2D)(a)	AU. 02 翻訳文（補充） 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。補充は、出願人が誤り若しくは逸脱に気付いた時点、又は長官からの翻訳文の確認要求に応答する時点で行うことができる。
	AU. 03 手数料（支払方法） 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書AU. I に概説されている。
APR Reg. 3.2C(2)(a)(i)	AU. 04 送達用あて名 出願人は、オーストラリアの国籍又は住所を有するか否かに関わらず、代理人の選任を要求されないが、オーストラリア又はニュージーランド国内における（通知及び他の通信の）送達用あて名を要求される。出願人は国内官庁に対して手続するための送達用あて名を届け出なければならない。出願人は、国内官庁に対して手続するために正式に認められた代理人を選任することができ、送達用あて名は一般的に登録された弁理士のあて名となるであろう。登録された弁理士の名簿は国内官庁に請求すれば入手することができる。
APA Sec. 142(2)(d) 143(a) APR Reg. 13.3 13.6 22.2	AU. 05 更新手数料 国際出願を継続するために継続（更新）手数料を支払わなければならない。最初の継続手数料は、国際出願日から4年目（第4年度年金）に支払う。その後は各年における国際出願日の対応日までに継続手数料を支払う。支払期日前であればいつでも支払が可能であり、期日最終日から6か月以内であれば期間延長手数料の支払を伴うことで支払が可能。継続手数料及び期間延長手数料の額は附属書AU. I に示されている。
APA Sec. 44 45 APR Reg. 3.15	AU. 06 審査請求 国内官庁は特許性についての審査後にのみ標準特許を付与する。その手続は請求によってのみ開始される。
APR Reg. 3.15 3.16	AU. 07 審査請求の期間 審査請求は、国際出願日から5年以内、又は国内官庁が出願人に審査請求を指示した場合にはその旨の通知の日から2か月以内に行わなければならない。
APR Reg. 22.2 22.2C	AU. 08 審査請求手数料 審査請求は審査請求手数料が支払われなければ有効とならない。審査請求手数料の額は附属書AU. I に示されている。
APA Sec. 142(2)(e) APR Reg. 13.4	AU. 09 出願が許可されるための期間 審査請求を行った出願は最初の審査報告の日付から12か月以内に許可されていることが要求される。

APR Reg. 22.2 22.2EB APR Schedule 7, item 203A	AU. 09A 最初の審査報告の時点での超過請求の範囲手数料 最初の審査報告日の時点で出願に20個を超える請求の範囲が含まれている場合には超過請求の範囲手数料を支払う。手数料計算の基礎となる請求の範囲の数は国内段階移行時に固定されず、最初の審査報告日までに行われた出願の補正に基づく追加又は削除によって変化する。最初の審査報告日から1か月以内に手数料が支払われない場合、出願は失効する。出願が許可されるための期間の終了前であればいつでも、超過請求の範囲の手数料額を支払うことによって、期間延長を請求することなく、権利回復が可能である。この手数料額及び計算方法は附属書AU. I に示されている。
APR Reg. 22.22 22.2I APR Schedule 7, item 213	AU. 10 超過請求の範囲の調整額を含む許可手数料 出願の許可時に手数料の支払が要求される。この手数料には、最初の審査報告日から出願許可までの間に追加された請求の範囲の調整額を含むことができる。これは同期間中のいずれかの時点で、請求の範囲の最大数が20個を超えた場合に該当する。許可通知の公告から3か月以内に許可手数料が支払われない場合、出願は失効する。出願を回復させる場合、出願人は許可手数料支払のための期間延長を取得する必要がある。この手数料額及び計算方法は附属書AU. I に示されている。
APR Reg. 3.15(2)	AU. 11 資格 すべての審査請求には、特許出願及び付与に関する出願人の資格、並びに先の出願の優先権主張に関する出願人の資格についての申立て又は通知を添付しなければならない。この要件は出願人がP C T規則4.17に従い関連する申立てを願書に含んでいれば充足される。
APA Sec. 43AA APR Reg. 3.14D 22.15A	AU. 12 優先権書類（翻訳文） 優先権書類の英語への翻訳文及びその確認書（AU.01参照）は、長官が特に要求する場合にのみ、国内官庁に提出する必要がある。この状況は、出願の有効性を決定するために翻訳文が必要な場合に生じる。 優先権書類の翻訳文の確認は、長官が出願人に明確に要求した場合に限り提出しなければならない。これに該当する状況は、英語による翻訳文が元の言語による優先権書類を正確に反映させていないと信じる合理的な理由が存在する場合に限られる。要求される優先権書類の翻訳文の確認証明は、単純に署名及び日付を記入した陳述書で構成され、誰でも作成することができる。
PCT Art. 28 41 APA Sec. 102 104 APR Chapter 10	AU. 13 出願の補正及びその時期 出願人は国内官庁に対し、出願について次の補正をすることができる（自発補正の場合には、附属書AU. I に示された自発補正のための手数料の支払を条件とする）。 （i）許可前 - 誤記及び明白な誤りの訂正 - 新規事項（出願時の国際出願の開示の範囲を超えたもの）を請求の範囲又は開示に含む結果とならない補正 （ii）許可後 - 誤記及び明白な誤りの訂正 - 新規事項（出願時の国際出願の開示の範囲を超えたもの）を請求の範囲又は開示に含む結果とならない補正、及び補正前の請求の範囲を拡張しない補正
PCT Art. 25 PCT Rule 51 APA Sec. 10 APR Reg. 3.5AB	AU. 14 P C T第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。不利な決定がされる前に、出願人は常にヒアリングを受ける機会が与えられる。不利な決定に対する検査はオーストラリア連邦裁判所から得ることができる。

PCT Art.	24(2) 48(2)	AU. 15 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
APA Sec.	223	AU. 16 出願人、代理人若しくは弁護士の過失による、又は関係者の管理を超えた状況により、出願人がその権利にとって不利な結果になる期間を遵守しなかった場合、又はその者が当該期間内に行為をした旨を確立するために事情に応じて要求される正当な注意を払っていたと長官が納得する場合には、当該期間が徒過している場合であっても出願人は国内官庁に期間の延長を請求することができる。請求は書面で行い、宣誓書において依拠した事実を記載し、手数料を添付しなければならない（手数料の額については、附属書AU. I 参照）。
APR Reg.	8.3(4) 22.11	
PCT Rule	49ter(f)	AU. 17 優先権の回復 優先権の回復請求は、出願人の選択に従い、関連する行為が、相当な注意を払ったにもかかわらずされなかった、関係当事者の管理できない状況のためにされなかった、又は、関係当事者又はその代理人若しくは弁護士の錯誤若しくは逸失によってされなかった、のいずれかを理由とする期間延長申請として国内法令に基づき処理される。請求に関する手数料及びその他の要件は請求される基準によって異なる。回復請求は書面で行い、請求の対象となる基準を表示し、関連する手数料を支払って行うべきである（附属書AU. I の「期間の延長手数料」を参照）。請求の根拠となる状況及び事実を述べた申立てを添付することが望ましい。
APA Sec.	223	

手 数 料^{1,2,3}

(通貨：オーストラリア・ドル)

標準特許出願

出願手数料：.....	400	(600)
－オーストラリア特許法第29A条に基づく P C T出願の国内段階移行	400	(600)

審査請求手数料：

法律第45条に基づく審査（通常審査）：

(a) 出願が P C T出願であり、オーストラリア特許庁が、P C T規則44の2.1に基づく 報告以外の、P C T第35条に基づく国際予備審査報告を作成した場合	350
(b) その他のすべての出願	550

最初の報告時での超過請求の範囲：

最初の審査報告日の時点で出願に20個を超える請求の範囲が存在する場合：

(a) 21個目から30個目までの各請求の範囲についての額	125
(b) 30個を超える各請求の範囲についての額	250

特許の願書及び完全明細書の許可手数料：

すべての場合における最低支払額	300
-----------------------	-----

最初の審査報告から許可までの間に追加された請求の範囲についての調整額：

－この期間中のいずれかの時点において請求の範囲の最大数が20個を超えた場合

(a) 21個目から30個目までの追加された各請求の範囲についての額	125
(b) 30個を超えて追加された各請求の範囲についての額	250

継続／更新手数料（第4年以降は、国際出願日の各年の応当日が支払期日となる）：

－第4年	300	(350)
－第5年	315	(365)
－第6年	345	(395)
－第7年	380	(430)
－第8年	420	(470)
－第9年	465	(515)
－第10年	540	(590)
－第11年	645	(695)
－第12年	780	(830)
－第13年	945	(995)
－第14年	1,140	(1,190)
－第15年	1,385	(1,435)
－第16年	1,675	(1,725)
－第17年	2,010	(2,060)
－第18年	2,390	(2,440)
－第19年	2,815	(2,865)

1 最初に掲載する額は特定の手続のための次の推奨手段を使用する場合に適用される：オンラインサービス
(<https://portal.ipaustralia.gov.au/login>) 又は企業間取引（B 2 B）

2 括弧内の額は特定の手続のためにその他の手段、たとえば郵便又は窓口などを使用する場合に適用される。

3 詳細については <https://www.ipaustralia.gov.au/patents/timeframes-and-fees#fx-tabs-0-panel-0> を参照。

期間の延長手数料：

- | | |
|---|-----|
| (a) 関係当事者若しくはその代理人に過失又は逸脱があった場合、各月又はその端数につき | 100 |
| (b) 関係当事者の不可抗力の状況における期間延長申請 | 100 |
| (c) 関係当事者が、事情に応じて要求される条件を満たしながら当該期間内に行為を遂行するための
相当の注意を払っていたと、長官が納得した場合、各月又はその端数につき | 100 |
| (d) 手数料が応当日以前に支払われなかったが、応当日後6か月以内に支払われた場合の継続手数料の
支払、延長した各月又はその端数につき | 100 |

審査請求前又は許可後の自発補正の手数料 250

許可後の自発補正であって、補正を希望する明細書に20個を超える請求の範囲があり、
補正の効果として請求の範囲の数が増える場合、各請求の範囲についての追加手数料 250

国内官庁に対する国内手数料の完全なリストは、オーストラリア特許規則の表7、第2部に収められている。

手数料の支払方法

- (i) すべての手数料はオーストラリア特許庁に支払わなければならない。
- (ii) 国内手数料は、クレジットカード、選択サービス用口座、現金、小切手、為替、EFTPOS、EFT又は直接決済によってオーストラリア・ドル建てで支払わなければならない。銀行送金による支払は次の銀行に行うべきである。

受取人名：IP Australia Official Departmental Account

銀行名：National Australia Bank

銀行口座番号：082-926 868711229

銀行あて名：Woden Shopping Square ACT 2606

BIC/SWIFTコード：NATAAU3303M

**ÖSTERREICH
EUROPA
INTERNATIONALE VERTRÄGE**

PATENTE / SCHUTZZERTIFIKATE /
GEBRACHSMUSTER / MARKEN / MUSTER /
HALBLEITERSCHUTZ / SORTENSCHUTZ

VOLLMACHT

Der (Die) Unterzeichnete(n)
bevollmächtigt (bevollmächtigen) die

Patentanwälte
Vertreter vor dem Europäischen Patentamt

- einschließlich des Rechts auf Erteilung von Untervollmachten –
alle einem Patentanwalt zustehenden Vertretungshandlungen auf
dem Gebiet des Erfindungs-, Kennzeichen-, Muster-,
Halbleiterschutz-, und Sortenschutzwesens, insbesondere vor den
österreichischen, europäischen und internationalen Behörden.

Jeder Bevollmächtigte ist zur Beistandsleistung, insbesondere vor
Gericht und Verwaltungsbehörden ermächtigt. Ebenso ist er zu
Behebung und Empfangnahme von Geld und Geldeswert sowie zur
Unterzeichnung von Urkunden für den Vollmachtgeber,
insbesondere Übertragungserklärungen, Erfindernennungen und
dergleichen ermächtigt.

Der (die) Unterzeichnete(n) erklärt (erklären) sich zur ungeteilten
Hand, Honorare sowie Auslagen und eine allfällige Umsatzsteuer
zu bezahlen und erklären sich damit einverstanden, dass der
bezügliche Anspruch in Wien (Österreich) gerichtlich geltend
gemacht werden kann.

**GERICHTSSTAND
HAFTUNGSBEGRENZUNG**

Der (die) Unterzeichnete(n) erklärt (erklären) sich damit
einverstanden, dass für sämtliche Ansprüche aus oder in
Zusammenhang mit diesem Auftragsverhältnis das jeweils sachlich
für den Ort des Kanzleisitzes der Vollmachtnehmer zuständige
Gericht ausschließlich zuständig ist, wobei der Vollmachtnehmer
auch ein aus- oder inländisches Gericht anrufen kann.

Die Anwendung österreichischen Rechtes auf das
Auftragsverhältnis und alle damit zusammenhängenden
Rechtsstreitigkeiten wird für verbindlich erklärt.

Unterschrift mit vollem Namen (Sign full name here): _____

Place, Date
Ort, Datum

Österreichische Patentanwaltskammer
Austrian Chamber of Patent Attorneys

**AUSTRIA
EUROPE**

INTERNATIONAL TREATIES
PATENTS / PROTECTION CERTIFICATES / UTILITY MODELS /
TRADEMARKS / DESIGNS /
PROTECTION OF SEMICONDUCTORS AND PLANTS

POWER OF ATTORNEY

The undersigned
Hereby authorize(s) the

Patent Attorneys
European Patent Attorneys

to represent them - inclusive the right to grant powers of
substitution - in all matters with regard to invention, trademarks,
designs, semiconductor and plant protection, in particular before
the Austrian, European and International Authorities.

The above attorneys are authorized to assist the undersigned in
particular in proceedings before courts and administrative
authorities.

They are authorized to sign documents (in particular assignments,
declarations of inventors, subpowers or the like) on behalf of the
undersigned and to receive money and money's worth.

The undersigned hereby agree(s) to pay (solidary) the full costs of
the representation as well as expenses and taxes and with respect
to same accept(s) the jurisdiction of the pertinent courts in Vienna
(Austria).

**COURT OF COMPETENT JURISDICTION
LIMITATION OF LIABILITY**

The undersigned hereby declares (declare) his her (her, their)
consent and agrees (agree) that for all claims arising from or in
connection with this mandate, the court of competent jurisdiction
at the seat of the holder of power of attorney shall have exclusive
jurisdiction. The holders of power of attorney may, at his own
discretion, also take action before any other foreign or domestic
court of his choice.

It is stipulated that Austrian Law shall be applicable and binding
for this mandate and for all legal disputes connected therewith or
arising therefrom.

Bei Personen: Namen und Vornamen voll ausschreiben, bei Firmen,
genaue, eingetragene Firmenbezeichnung angeben. **Keine Beglaubigung!**

First names and surnames of individual persons are to be written in full,
corporate bodies are to sign in the form in which they are registered. **No
legalization!**